中小企業海外市場開拓支援事業　申請時チェックリスト

（会社名：　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 応募資格 | チェック内容 |
| (1)中小企業である（みなし大企業にも該当しない） | [中小企業基本法第2条](http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1)に定める中小企業又は、その複数で構成する任意のグループ（事業組合）、もしくは個人事業主である。  発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していない。  発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有していない。  大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていない。 |
| (2)静岡県内に主たる事業所を有する | 主たる事業を行っている所在地は静岡県内である。 |
| (3)過去の受給の有無 | 令和５年度、６年度と連続して支援金を受給し、７年度に採択された場合、８年度は申し込めないことについて承知している。  上記に該当しない。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事業 | | チェック内容 |
| 共通 | 期間について | 令和７年４月１日～令和８年２月末日の間に実施される事業である。 |
| 経費について | 実施要領第3「支給対象経費」で定められているものであり、かつ、令和８年３月１０日までに支払いが完了する経費である。  他団体から助成を受けていない経費である。  （もしくは助成適用済の金額で申請している） |
| 事業について | 当該開拓支援金の受給が決定し、その後他団体からの助成も決定した場合、どちらかを辞退することを了承している。  外国出願で、なおかつ特許庁「中小企業知的財産活動支援事業費補助金」の対象経費である場合、当該補助金の採択が決定したときは、当該補助金を優先し開拓支援金の支給を辞退する。 |
| 該当する事業のみチェックしてください | (1)海外見本市出展 | 前年度に支払った経費のうち出展料以外は対象経費として申請していない。 |
| (2)海外向け販売促進媒体作成 | 発注から納品までが対象期間中に行われるよう綿密な計画が立てられている。  広報対象（地域・言語等）を事前調査の上明確に定めている。 |
| (3)外国出願（特許、意匠、商標） | [特許庁「中小企業知的財産活動支援事業費補助金」](https://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm)への申請を行っている。（ただし上記申請の対象外である申請については申請を要しない）  [特許庁「中小企業知的財産活動支援事業費補助金」](https://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm)への申請を行っていない場合はその理由（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| (4)海外市場調査 | 自社で行う調査ではない。 |
| (5)国際規格認証取得申請 | 対象期間中に認証取得のための申請を行えるよう、サプライヤーとの連携も含め綿密な計画が立てられている（申請までを対象期間中に行うのであり、取得は期間外で可）　。 |
| (6)海外向けオンライン販売 | 前年度に支払った経費のうち、申込み費用以外は対象経費として申請していない。  対象期間中にECモールへの出店または自社のオンライン販売システム構築、BtoBマッチングサイト掲載が完了するよう、綿密な計画が立てられている。 |